

## Q939. 割増賃金の計算の基礎となる「通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額」はどのように計算すればいいですか？

割増賃金の計算の基礎となる賃金額（基礎賃金）の計算方法は労基法施行規則 19条1項各号に定められています。

- ① 時給制の場合は、時給額が基礎賃金になります（同項1号）。
- ② 日給制の場合は、日給の額を1日の所定労働時間数で除した金額が基礎賃金になります（同項2号）。
- ③ 週給制の場合は、週給の額を1週における所定労働時間数で除した金額が基礎賃金になります。週によって所定労働時間数が異なる場合には、4週間における一週平均所定労働時間数で除して計算します（同項3号）。
- ④ 月給制の場合は、月給の額を1月の所定労働時間数で除した金額が基礎賃金になります（同項4号）。月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年における一月平均所定労働時間数で除して計算します。
- ⑤ 年俸制の場合は、年俸額を年間所定労働時間数で除した金額が基礎賃金になります（同項5号）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成